

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 2 月 28 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 1 号）

- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、赤澤財務副大臣、宮崎厚生労働副大臣、岩田経済産業副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行理事 清水誠一君

（質疑者）江田憲司君（立憲）、階猛君（立憲）、櫻井周君（立憲）、稲富修二君（立憲）、野田佳彦君（立憲）、馬場雄基君（立憲）、伊東信久君（維教）、沢田良君（維教）、藤巻健太君（維教）、掘井健智君（維教）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

江田憲司君（立憲）

（1）政治倫理審査会（政倫審）の開催

- ア 公開、非公開をめぐる与野党の争いにより設定された日程で政倫審が開催できなかったことに対する大臣の受止め
- イ 疑惑については公開の政倫審でしっかり弁明するよう大臣から働きかけるべきとの意見に対する大臣の見解

（2）政策活動費

- ア 国税庁が政策活動費を課税対象と認めたことを受け、収支報告書に記載された使途不明金に対して税務調査を行うことの確認
- イ 大臣が「課税や徴税には国会議員、民間の区別はない」旨の答弁をしたことの確認
- ウ 政策活動費を課税対象と認めた上で税務調査を行わないことが前例として残ってしまうにもかかわらず税務調査を行わないのかとの指摘に対する政府の見解
- エ 税務調査を行わないようにとの大臣からの指示の有無
- オ 大臣が国税庁への指示を控える根拠
- カ 国税当局の民主的正統性の所在
- キ 国税庁をチェックする機関が存在していないとの指摘に対する大臣の見解
- ク 使途不明金に対する税務調査を行うことを国税庁に指示すべきとの指摘に対する大臣の考え
- ケ 上記クに対する答弁を受けて大臣が国税庁に対して税務調査等の指示をしないことの確認
- コ 独立行政委員会の下に国税庁を置き、民主的統制を図るべきとの指摘に対する大臣の見解
- サ 国税庁への指導権限の所在

（3）政治資金パーティー

- ア 大臣の政治資金パーティー開催の有無及び収入金額
- イ パーティーの利益率が非常に高いとの指摘に対する大臣の見解
- ウ 政治資金規正法第 8 条の 2
 - a 「対価」の定義
 - b 「対価」は「寄附」ではないことの確認
 - c パーティーで供されたペットボトル 1 本、派閥のメンバー表及び資料 1 冊に対する 2 万円の支払いは「対価」に該当するか否かの確認
 - d 上記 c に対する答弁を受けた「対価」と「寄附」との違い
- エ 一部週刊誌報道にある「架空パーティー」
 - a 同パーティーが企業・団体献金寄附違反であるか否かの確認
 - b 会場の収容人数に対し過大な枚数のチケットを販売しておりかつ企業がこれを購入していることは寄附に当たり、捜査及び立件すべきとの指摘に対する政府の見解

- オ パーティーの収益の扱い方を事前に決めていないものの、その後収益を政党支部に寄附していた場合に政治資金パーティーに該当するか否かの確認
- カ 「出席者の一人から、還流分を議員個人のパーティー収入に上乘せし、政治資金収支報告書に記載する提案があった」との派閥幹部間に違法性の認識があったことを自白しているとも受け取れる会見を受けて、捜査及び立件の可否の検討を行ったか否かの確認
- キ 検察がキックバックを政治団体への寄附と断じた理由

階猛君（立憲）

- (1) 雑損控除
 - ア 所得税の計算に当たって、災害に係る損失が含まれる雑損控除を人的控除よりも先に行う現行制度の妥当性
 - イ 繰越しができる雑損控除は人的控除よりも後に行うべきとの意見に対する大臣の見解
 - ウ 災害に係る損失が十分に救済される税制上の手当をすべきとの考えに対する大臣の見解
- (2) こども・子育て支援加速化プランの財源
 - ア 「こども未来戦略」(令和5年12月22日)にある「社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革」との記述が新たな歳出改革の実行を意味するものではないことの確認
 - イ 財源とされている歳出改革が具体性を欠いており実現可能性が低いとの指摘に対する大臣の見解
- (3) 防衛力強化等のための財源を歳出改革で継続的に確保することの実現可能性
- (4) 2025(令和7)年度プライマリー・バランス(PB)黒字化目標
 - ア 目標達成に必要なとなる1.3兆円の歳出改革の実施状況を予算編成段階で検証する方途の有無
 - イ 事前の検証は不可能であり、事後的に判明するにすぎないとの理解の当否
- (5) 機械的な試算によれば今後大幅な増加が見込まれる利払費の財源確保の考え方
- (6) 60年償還ルール
 - ア 公債金が財源となっている債務償還費を60年償還ルールに基づき予算に計上することの妥当性
 - イ 借金で借金を返すという無意味な措置であり見直すべきとの考えに対する大臣の見解
- (7) 地方における労働生産性向上に向け、全国的に研究開発拠点を充実させる必要性

櫻井周君（立憲）

- (1) 自民党国会議員に対して納税義務を果たすよう大臣から呼びかけていくべきという意見に対する大臣の認識
- (2) G20財務相・中央銀行総裁会議(令和6年2月28日～29日於ブラジル)という重要な国際会議を欠席して、今後どのように日本がプレゼンスをもって国際社会を分断と対立から協調へと導いていくのかについての大臣の所見
- (3) 2025(令和7)年度の基礎的財政収支(PB)黒字化目標
 - ア 岸田総理の「基礎的財政収支の黒字化は視野に入る」という発言は、2025年度の基礎的財政収支の黒字化は達成できないことを意味することの確認
 - イ 政府は、これまでの様々な財源の議論において歳出改革を行う旨を表明しているが、なお一層の歳出改革の余地についての大臣の認識
 - ウ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の実施時期を先送りすることはPBの赤字要因の一つとなるか否かについての大臣の見解
 - エ 内閣府のPBの試算における歳入について同税制措置による影響が含まれているか、また、その影響が何年度分から含まれているかの確認
 - オ 同税制措置を実施しなければ現在のPBの試算値がより悪化するのではないかと指摘に対する大臣の見解

- カ 2025年度のPB黒字化目標を掲げる中で、同税制措置を2025年度に実施するかどうか目標達成の分岐点ではないかとの指摘に対する政府の見解
- キ こども・子育て支援特例公債の発行はPBの赤字要因となるか否かについての確認
- ク GX経済移行債
 - a GX経済移行債の発行はPBの赤字要因となるか否かについての確認
 - b GX経済移行債の返済に充てる財源は決まっているか否かの確認
 - c 将来のカーボンプライシングに係る課税要件及び税収見込額
- コ 親会社から子会社に負債を付け替える粉飾決算と類似することを、国の財政において許容すべきではないという意見に対する大臣の認識
- (4) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング(証拠に基づく政策立案))に基づく賃上げ促進税制の政策効果の検証
 - ア 本税制によって実質賃金が何%上昇したかの確認
 - イ 令和5年12月の財務省によるEBPMに基づく本税制の政策効果の分析では、その効果は不明瞭で確認できなかったものとするが、本税制を継続するのか否かについての大臣の見解
- (5) 所得税等の定額減税
 - ア 定額減税の実施に伴う地方自治体のシステム改修費の負担者
 - イ 交付税措置等で地方自治体はシステム改修費を十分賄っているのか否かの確認
 - ウ 源泉徴収義務者におけるシステム改修費の負担者
 - エ コロナ禍における特別定額給付金に関する議論では、当時の政府参考人が申告納税者への早期支援の必要性や源泉徴収義務者のシステム改修に係る事務負担を考慮して減税ではなく給付を実施する旨を答弁(令和2年4月15日衆議院経済産業委員会)しているが、今般の減税を実施する妥当性についての大臣の見解
- (6) 消費税のインボイス制度は納税者の事務負担が非常に大きいことから廃止すべきとの意見に対する大臣の見解

稲富修二君(立憲)

- (1) 政治資金問題
 - ア 確定申告の現場訪問や現場からの報告聴取を大臣が行ったか否かの確認
 - イ 大臣が考える租税原則における「公平」の在り方
 - ウ 当初、政治活動費として扱っていた金額を個人の所得として修正申告することの可否
 - エ 遡って修正申告を行うことが可能である期間
 - オ 偽りその他の不正の行為により税額を免れていた場合に税務調査や更正処分の対象となる期間
 - カ 政治資金問題に関する自民党内の調査について不正の行為による税逃れの場合も想定し、対象期間を7年とすることを大臣から発言すべきとの意見に対する大臣の見解
 - キ 税の公平性を担保し納税者が納得感を得られるような行動を大臣が起こす必要性
 - ク 解散した政治団体の残余財産の帰属先及び同財産に係る課税関係
- (2) 所得税等の定額減税
 - ア 税の基本的機能についての大臣の認識
 - イ 本法律案における定額減税措置により効果発揮が見込まれる税の基本的機能
 - ウ 定額減税について所得再分配機能の発揮を見込むことと同措置を単年度の措置とすることとの整合性
 - エ 消費税収の上振れ相当額分の給付又は減税を行う可能性
 - オ 定額減税と給付の一体措置における事務コスト及び実務上の課題
- (3) 政府税制調査会の中期答申(「わが国税制の現状と課題ー令和時代の構造変化と税制のあり方ー」(令和5年6月30日))において示された「十分性」と賃上げ促進税制等の減税措置との整合性

(4) 子育て世帯に対する住宅ローン減税拡充措置の政策目的

野田佳彦君（立憲）

- (1) 今般のG20 財務相・中央銀行総裁会議（令和6年2月28日～29日於ブラジル）を欠席する大臣の代理として財務官ではなく財務副大臣を派遣するとの判断をしなかった理由
- (2) 令和6年度税制改正による減収
 - ア 増減収見込額
 - イ 減収が多額となることと2025（令和7）年度PB黒字化の達成方針との整合性
 - ウ 所得税等の定額減税による所得税及び個人住民税の減収見込額
 - エ 復興特別所得税の減収見込額及び減収分への対応方針
- (3) 東京地下鉄株式会社の株式売却方針及び売却収入の見通し
- (4) 所得税等の定額減税
 - ア 定額減税を実施する理由
 - イ 実施決定までの過程を見ると一貫性に欠け深い洞察に基づいた税制改正ではないとの指摘に対する大臣の見解
 - ウ 収入が多くない世帯ほど税額控除期間が後ずれし、細切れに手取りが増える方法では減税の実感が薄くなり、給付と比べると効果が薄くなるとの指摘に対する大臣の見解
 - エ 高額所得者に対しては所得制限を設けることで定額減税の対象外とする一方、ストックオプション税制の見直しにより富裕層に対して大幅な税の優遇措置を行うことは矛盾であるとの指摘に対する大臣の見解
 - オ 定額減税の実施に伴う事務負担が大きすぎるとの指摘に対する政府の認識
- (5) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の実施時期の見通し
- (6) 我が国における所得税減税による効果の有無
- (7) 賃上げ促進税制による賃上げの効果の有無

馬場雄基君（立憲）

- (1) 政治資金に関する説明責任
 - ア 説明責任を果たしている議員の有無及びその理由についての大臣の所見
 - イ 説明責任を果たすとはどのような状態を指すのかについての大臣の所見
- (2) 防衛力強化のための財源
 - ア 令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日）における令和9年度に向け複数年かけた増税を実現するためには周知期間を考慮すると令和7年の通常国会に法案を提出する必要があるとの指摘に対する大臣の所見
 - イ 国民の理解を得るためにも最低でも周知期間を1年は置くべきとの意見に対する大臣の所見
- (3) 所得税等の定額減税
 - ア 今回の定額減税は原則1回限りとするものの確認
 - イ 「簡素」「迅速」「適切」をうたうが給付と比較して「簡素」及び「迅速」と断言できる理由
 - ウ 定額減税が翌年の確定申告後となる者の人数及び当該人数の見通しが不明中で経済効果を見込む根拠
- (4) 賃上げ促進税制
 - ア 同税制の政策目標である賃上げの定義
 - イ トリクルダウン実現の有無についての大臣の認識
 - ウ 同税制に加え労務費の価格転嫁に関する指針の周知徹底及び省力化投資の支援等によって中小企業の賃上げ環境が整うとする大臣答弁（令和6年2月13日衆議院本会議）への疑義

- エ 「パートナーシップ構築宣言」
 - a 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の受給要件である同宣言における価格決定方法の記載が宣言した全社でほぼ同一である状況についての政府の見解
 - b 今後も他社宣言のコピー・アンド・ペーストを認めるか否かの確認
 - オ 中小企業の賃上げのための政策の重要性についての大臣の認識
- (5) インフレに伴うブラケットクリープへの対処としての課税最低限の引上げに関する検討状況

伊東信久君（維教）

- (1) 税制の簡素化
 - ア 税制を簡素化し、国民に自らの納税額を分かりやすくすることについての大臣の所見
 - イ 税率構造等を簡素化する「フラットタックス」に対する大臣の所見
- (2) 金融所得課税
 - ア 金融所得のうち上場株式の譲渡益等を分離課税とする理由である「金融市場にゆがみを与えにくい」との政府の説明の趣旨
 - イ 所得格差の拡大を防ぐための総合課税化についての大臣の所見
- (3) 「中長期的な経済社会の構造変化に応じて見直しを行うことによって、あるべき税制を構築していく」との大臣答弁（令和6年2月13日衆議院本会議）の具体的内容

沢田良君（維教）

- (1) 日銀の物価見通し等
 - ア 先行きの消費者物価は右肩上がりの動きが続くと一応予想しており、そういう意味でインフレの状態にあるとした日銀総裁の発言に対する日銀の理解
 - イ 雇用の最大化及び名目成長率の持続的な成長の観点からも日銀がより強く発信すべきとの提案に対する日銀の見解
- (2) 賃上げ促進税制
 - ア 令和5年に掲げられた三位一体の労働市場改革を受けた厚生労働省の追加予算措置の有無及び構造的な賃上げの実現に向けた決意
 - イ 賃上げ促進税制の拡大だけでなく、三位一体の労働市場改革実現のための厚生労働省への予算措置を行う必要性についての大臣の所見
- (3) 日本の研究開発投資額が諸外国と比較して遜色ないにもかかわらずイノベーションの停滞が起きている要因に対する大臣の具体的な問題意識

藤巻健太君（維教）

- (1) 所得税法等改正案
 - ア 本法律案が実質賃金をプラスにする経済の実現を導く経路
 - イ 本法律案に含まれている減税項目が全て実施された場合の国民負担軽減額
 - ウ 所得税等の定額減税
 - a 過去に行われた定額・定率減税の効果及び検証の有無
 - b 給付措置ではなく定額減税を選択した理由
 - c 導入に伴う事務コスト
 - d 成長に及ぼす影響が限定的と評価しているIMF声明に対する大臣の見解
 - e インフレ悪化につながる懸念
 - エ スtockオプション税制の見直し

- a 見直しの目的
- b 同制度の他国との違い
- c 同制度を導入しているスタートアップ企業数及び上場企業数
- d 同制度の活用を企業活動活性化につなげるための方策
- e 本法律案において年間の権利行使価額の上限額を 3,600 万円とした根拠及びその経済効果
- f 同制度以外にも優秀な研究者や卓越した技能を持った技術者を引き止めるための税優遇措置を導入する必要性
- オ 戦略分野国内生産促進税制の創設
 - a J A S M（台湾企業 T S M C の子会社）熊本工場の開所が日本経済及び研究開発環境に及ぼす影響
 - b 今後の外国企業誘致の方針
- カ 交際費等から除外される飲食費の金額基準の引上げについて、上限 1 万円の根拠及び 2 万円への引上げの検討の有無
- (2) 飲食業界の現状
 - ア 令和 5 年 5 月からの 10 か月間でのコロナ禍前と比較しての回復状況
 - イ 活性化のための方策
- (3) 雇用環境及び働き方
 - ア ジョブ型雇用を積極推進する必要性
 - イ 転職市場活性化、充実化の必要性及びそれを実現するための方策
- (4) 我が国の税制が、簡素・公平・中立という原則から乖離しているとの意見に対する大臣の見解

掘井健智君（維教）

- (1) 拉致問題対策に係る予算の使途及び拉致問題に対する大臣の思い
- (2) 所得税等の定額減税
 - ア 新規国債発行額の対前年度比減額を根拠として減税財源に国債発行を充てているという指摘は当たらないといえる理由
 - イ 防衛力強化に係る財源確保のための将来の負担増や、長期にわたって薄く税額控除されることから、定額減税による消費意欲は向上しにくいとの考えに対する大臣の所見
- (3) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充について、低所得世帯は恩恵が小さいとの指摘に対する財務省の見解
- (4) 賃上げ促進税制の強化
 - ア 従来の賃上げ促進税制の政策効果
 - イ 中小企業や零細企業に十分な支援を行い、最低賃金を引き上げることについての政府の見解
 - ウ 賞与や一時金による抜け道を封じるため、給与総額ではなくベースアップを適用要件の基準にすべきとの指摘に対する大臣の見解
 - エ 賃上げや投資拡大に向けた大企業の法人税率の引上げについての大臣の見解
 - オ 企業の業績に関係なく一律に同税制の対象とする理由及びその妥当性
 - カ 中小企業に対する更なる減税についての大臣の見解

田村貴昭君（共産）

- (1) 「令和 6 年度税制改正大綱」（自由民主党、公明党）（令和 5 年 12 月 14 日）中の法人税に関する記述
 - ア 「近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかった」との指摘と大臣の見解が一致し

- ているか否かの確認
- イ 法人税の税収力が低下していることに対する大臣の認識
- (2) 研究開発税制
- ア 同税制の適用額が 10 年間で平均年約 6,300 億円であるにもかかわらず研究開発費総額は平均年約 3,400 億円の増加にとどまることから、意図した成果が上がっていないのではないかという指摘に対する大臣の見解
- イ 同税制とイノベーションボックス税制の同時適用の可否
- (3) 戦略分野国内生産促進税制
- ア 同税制による措置期間全体の減収額
- イ J A S Mに対する支援
- a 国からの補助金を受ける J A S M工場が戦略分野国内生産促進税制の適用対象となるか否かの確認
- b J A S Mに対する支援に歯止めのない国費の投入がされているのではないかという指摘に対する大臣の見解
- c J A S Mの誘致により発生している又は今後発生し得る交通渋滞、地域の人材不足、生活用水の確保等の問題点に対する政府の見解
- (4) 消費税のインボイス制度
- ア インボイス制度導入により景品取引所で発生する諸問題
- a パチンコの特殊景品が古物営業法上の「古物」に当たるか否かの確認
- b 特殊景品買取り所が古物営業法の許可を受けることによりインボイスなしに仕入税額控除の適用が認められる理由
- c 特殊景品の買取り業務のみを行う事業者に対する古物商特例の適用の可否及び適用要件
- d 特殊景品に対して古物商特例を適用することは古物営業法の趣旨に合わないのではないかという指摘に対する政府の見解
- e 古物商特例の適用要件及び対面取引を要する理由
- f 古物営業法で定められる 1 万円以上の取引における本人確認義務は古物商が古物に該当する 1 万円以下の物品を一度に複数個買い取る場合にも発生するのか否かの確認
- g インボイス導入による景品取引所の事務負担増等の問題があることを大臣が知っているか否かの確認
- イ インボイス制度導入に際して中古車販売事業者が発生する諸問題
- a 中古車オークションに免税事業者が参加できない理由
- b オークション参加資格を企業の判断でインボイス発行事業者に限定することを政府が是認することの是非
- c 同制度導入後も免税事業者であり続けることができるにもかかわらず、オークションへの参加の可否は企業が判断するという無責任な対応の下で同制度を運営していくのかという意見に対する政府の見解
- ウ インボイス制度導入に伴い事業者に不利益が生じないようにすべきとの意見に対する大臣の所見